

令和2年度 松江市社会福祉法人・施設等指導監査の実施結果の概要

1. 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況

(1) 実施期間

令和2年8月から令和3年3月まで

(2) 一般指導監査

実地監査

区 分	指導監査対象法人・施設数	実地監査 (立入調査)	文書指摘 法人・施設数	文書指摘 件 数
社会福祉法人	52	17	16	83
一般法人	51	17	16	83
社会福祉協議会	1	0	0	0
児童福祉施設等	170	167	70	114
認可保育所(公設公営)	11	11	6	8
〃 (公設民営)	5	5	2	5
〃 (私立)	48	48	35	57
保育所型認定こども園	5	5	5	11
幼保連携型認定こども園	9	9	6	8
小規模保育事業	4	4	4	11
認可外保育施設(企業主導型以外)	12	11	5	6
〃 (企業主導型)	6	6	1	1
児童館	2	2	0	0
国立大学法人立幼稚園	1	1	0	0
一時預かり事業	61	61	6	7
病児保育事業	5	3	0	0
母子生活支援施設	1	1	0	0
救護施設	2	0	0	0
合 計	224	184	86	197

※指導監査対象法人・施設数は、R3. 3. 31 現在

(3) 集団指導等

特定教育・保育施設等について、対象施設に対し実施（子育て政策課と合同で実施）

(4) 特別監査

社会福祉法人1社について実施

(5) 指導監査の実施体制

福祉部福祉総務課職員が実施（母子生活支援施設を家庭相談課職員と合同で実施）

(6) 指導監査における留意事項(実施方針)

令和2年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②入所者、利用者の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理
- ⑤特定教育・保育施設等における施設型給付費等の支給の適正化
- ⑥特定子ども・子育て支援施設等における施設等利用費の支給の適正化

(7) 指導監査結果の概要

①特別監査

1 法人について、過年度に役員による出張旅費の不正流用事案が発生していたことが判明した。すでに法人内部で調査を行い流用額の返済等対処は行われていたが、実態解明及び再発防止の観点から特別監査を実施した。当該法人に対しては、是正改善を要する事項について1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

②一般指導監査

ア 社会福祉法人

特別監査実施法人を除き、特に法人運営に大きな影響を及ぼすような不適切な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、社会福祉法の改正に対応した法人運営の確認のほか、適正な会計処理について重点的に指導を行った。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

制度改正に伴う手続きの誤りについては、昨年度まで口頭指摘にとどめていたが、今年度対象法人は改正後、2度目の指導監査であることから、指導監査ガイドラインに基づき文書指摘とした。

イ 児童福祉施設等(保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園・小規模保育事業・児童館・新制度移行幼稚園・国立大学法人立幼稚園)

特に施設運営及び児童の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、設備運営基準や運営費の経理等の確認のほか、安全管理(事故の予防と発生時の適切な対応を含む)や衛生管理(新型コロナウイルス感染症への対応を含む)について重点的に指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

ウ 母子生活支援施設

特に施設運営及び母子の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。

③集団指導等

特定教育・保育施設等に関する制度の理解を深め、給付の適正化を図ることを目的として集団指導を実施した。

(8) 令和2年度の主な指摘事項

①社会福祉法人

ア 評議員・役員選任の際に、欠格事由や反社会的勢力の者等に該当していないかの確認がされていない。

(社会福祉法第40条、第44条、「社会福祉法人の認可について」平成12年12月1日社援第2618号厚生省社会・援護局長等通知別紙1「社会福祉法人審査基準」第3-1(6))

イ 評議員会、理事会の決議において、特別の利害関係を有する者がいるかを確認していない。

(社会福祉法第45条の9第8項・第45条の14第5項)

ウ 評議員会で、法令及び定款の定めのない事項を決議している。

(社会福祉法第45条の8第2項、定款)

エ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。

(社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項)

オ 定時評議員会で新役員が選任され、同日に理事会を開催した際、招集通知の省略手続きがされていないなど、省略手続きの不備があった。

(社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94

条)

- カ 理事会の決議を要する事項について決議が行われていない。
(社会福祉法第 45 条の 16 第 4 項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 84 条第 1 項・第 92 条第 2 項)
- キ 理事長及び業務執行理事が、理事会において職務執行状況報告をしていない。
(社会福祉法第 45 条の 16 第 3 項、定款)
- ク 計算関係書類等に関して、理事会、評議員会の承認を受けていない書類がある。
(社会福祉法第 45 条の 28 第 3 項・第 45 条の 30、社会福祉法施行規則第 2 条の 40)
- ケ 計算書類の附属明細書について、未作成のものや内容に不備（記載漏れや記載誤りなど）がある。
(社会福祉法人会計基準第 30 条、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか局長連名通知 25)
- コ 経理規程について、「財務諸表」といった今は使われていない用語や、法令、通知、定款と合致しない条文がある。
(社会福祉法、社会福祉法人会計基準)
- サ 計算書類の注記について、記載誤りや記載漏れがある。
(会計基準第 29 条、会計基準の留意事項 7(2))
- シ 介護報酬または自立支援給付費を主たる財源とする拠点区分から法人本部拠点区分へ繰入がなされているが、繰入元拠点区分の当期資金収支差額合計に資金不足が生じており、その部分において繰入れ超過となっている。
(「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」第 2 の 3(1)、「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」第 2 の 3(1))
- ス 自動更新条項のある契約について、更新の意思決定が行われていない。
(「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長ほか課長連名通知 1、経理規程)
- セ 随意契約を行った契約において、随意契約理由が意思決定時に確認されていない（伺い文書に記載されていない）。
(「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長ほか課長連名通知 1、経理規程)

②児童福祉施設等(保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・認可外保育施設・児童館・国立大学法人立幼稚園)

- ア 保護者に交付している重要事項説明書に必要事項が盛り込まれていない。
(松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 5 条)
- イ 時間帯によって必要な保育士等の配置が不十分な職員体制の日がある。
(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 36 条第 2 項等)
- ウ 保育所として自ら提供する保育の質を評価、改善する取り組みが行われていない又は内容が不十分である。
(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 40 条第 1 項、松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 16 条第 1 項)
- エ 受け入れ園児数に対し、有効に保育を実施することが可能な面積が充足していないときがある。
(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 34 条等)
- オ 保育計画の作成について、園児の成長及び活動に即した計画の作成が不十分である。
(保育所保育指針 1-3、松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 38 条、松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第 15 条)
- カ 歯科検診・内科検診の検診日に欠席した園児について、再度の検診が行われず未受診となっている。
(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 16 条、保育所保育指針 3-1、学校保健安全法施行規則第 6 条等)
- キ 保護者から徴収する給食費（主食費・副食費）の積算根拠が不明確である。
(松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 13 条第 4 項)

ク 処遇改善加算Ⅱの支給について発令された職名の職責及び職務内容が不明確である。また、給与規程等が見直されていない。

(「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」雇児発 0331 第 10 号)

ケ 前期末支払資金残高の取り崩しについて、理事会承認の確認ができない。

(「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」府子本第 254 号内閣府子ども・子育て本部統括官等連名通知記 3(2))

コ 給与規程に沿った支給がされていない。

(給与規程)

サ 経理規程に沿った会計処理がされていない。

(経理規程)

③一時預かり事業

ア 保護者へ事業内容を説明し交付する文書に苦情受付窓口及び事業開始年月日等が記載されていない。

(「社会福祉法第 77 条」)

イ 一時預かり児を受け入れる際の職員配置及び保育室の面積が基準を満たしていない。

(「児童福祉法施行規則」第 36 条の 35、「一時預かり事業の実施について」平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 11 号)

④病児保育事業

ア 病児の受け入れの際に、看護師が配置されていない時間帯があった。

(「病児保育事業の実施について」平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 12 号)

2. 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

令和2年9月から令和3年3月まで

(2) 指導

①実地指導

区分	所管施設・事業所数	実地指導及び監査	文書指摘施設・事業所数	文書指摘件数
介護保険施設	9	2	1	4
介護老人保健施設	7	1	0	0
介護医療院	2	1	1	4
居宅サービス事業所	321	67	61	218
訪問介護	74	15	13	52
訪問入浴介護	2	0	0	0
訪問看護	30	11	11	40
訪問リハビリテーション	8	4	3	7
通所介護	46	9	9	37
通所リハビリテーション	14	4	4	10
居宅介護支援	74	15	14	37
福祉用具貸与	17	2	2	12
福祉用具販売	17	2	2	7
短期入所者生活介護	19	0	0	0
短期入所者療養介護	10	3	1	4
特定施設入居者生活介護	10	2	2	12
地域密着型事業所	125	30	30	102
地域密着型通所介護	49	5	5	20
認知症対応型通所介護	13	5	5	16
認知症対応型共同生活介護	39	11	11	36
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6	3	3	8
小規模多機能型居宅介護	15	5	5	20
夜間対応型訪問介護	2	1	1	2
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0
老人福祉施設等	87	23	21	91
介護老人福祉施設	18	9	7	26
養護老人ホーム	2	1	1	3
軽費老人ホーム	6	2	2	7
有料老人ホーム	35	9	9	47
サービス付き高齢者向け住宅	26	2	2	8
介護予防支援	6	1	0	0
合計	548	123	113	415

※指導監査対象施設・事業所数は、R2.4.1 現在

②集団指導

当初、令和3年3月に予定をしていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。松江市ホームページに資料を掲載(介護保険課)。

(3) 監査

1 事業所について実施

(4) 指導及び監査の実施体制

福祉部福祉総務課職員が実施（監査は介護保険課職員と合同）

(5) 指導及び監査における留意事項（実施方針）

令和2年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援並びに尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

①実地指導

ア 介護保険施設

不十分な制度理解による誤った報酬請求事案があり、報酬請求指導を行った。

なお、指導に当たっては、各施設での身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に対する取組み、ケアプランを中心とした一連のサービス提供及び認知症ケアに対する理解について、重点的に指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

イ 老人福祉施設等

不十分な制度理解や誤解による誤った報酬請求事案があり、報酬請求指導を行った。

なお、指導監査に当たっては、各施設での身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に対する取組み及び設備運営基準等について重点的に確認を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

ウ 居宅サービス事業所・地域密着型事業所

不十分な制度理解や誤解による誤った報酬請求事案があり、報酬請求指導を行った。このほか、人員及び設備運営基準について確認を行った。

各事業所の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

②監査

1 事業所について監査を実施した。監査の結果、改善勧告に至らないと判断し、文書による指導を行い過誤調整を求めた。

(7) 令和2年度の主な指摘事項

①介護保険施設

ア 重要事項説明書について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。（職員数修正、従業者の勤務体制追加、事故発生時の対応追加）

（「松江市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」第7条第1項）

イ 入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載すること。

（「松江市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」第13条第1項）

ウ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ること。

（「松江市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」第17条第7項）

②老人福祉施設等

ア 重要事項説明書について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。（方針追加、緊急時対応追加、非常災害対策追加、利用料の表現統一、ユニット数追加、職員の員数、サ

ービス利用に係る留意事項追加)

(「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第6条第1項)

- イ 管理規程又は運営規程について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。
(職員の員数及び兼務状況・利用料・負担割合修正又は追記、ユニット毎の定員及びユニット数追記、感染症及び食中毒予防委員会の開催頻度修正、利用料改定のルール追加、重要事項説明書を参照する表現修正、介護を行う場合の基準、医療を要する場合の対応、入居一時金追記等)
(「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第10項第1号、「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第51条)
- ウ 身体拘束等の適正化を図るため、指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、従業者へ周知徹底を図ること。また、従業者に身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
(「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第11項第7号(イ)、(ロ)、(ハ)、「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第15条第6項)
- エ 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。また、事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
(「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第14項第8号)

③居宅サービス事業所・地域密着型事業所

- ア 重要事項説明書について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。(利用料、利用者負担割合、第三者評価の実施の有無、苦情連絡先の電話番号、実施地域の明確化、キャンセル料記載の是非等)
(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第9条 等)
- イ 運営規程について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。(職員数、実施地域、利用者負担割合、苦情の連絡先等)
(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第30条 等)
- ウ 月ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にすること。
(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第32条第1項 等)
- エ 個別サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第25条第2項 等)
- オ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意をあらかじめ文書により得ること。
(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第35条第3項 等)

④その他

- ア 居宅介護支援から始まり個別サービス実施に至る一連のプロセスが十分に理解されていない。
- イ 各種加算の算定に当たって、算定要件が十分に理解されていない。

3. 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

令和2年9月から令和2年12月まで

(2) 指導

①実地指導

区分	所管施設・事業所数	実地指導及び監査	文書指摘施設・事業所数	文書指摘件数
障害者支援施設	10	3	3	5
障害福祉サービス事業所	140	50	47	316
短期入所	17	8	8	33
共同生活援助	16	4	4	17
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	52	19	18	140
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	53	17	15	120
療養介護	2	2	2	6
障害児通所支援事業所	42	15	15	50
相談支援事業所	21	6	5	48
合計	213	74	70	419

※指導監査対象施設・事業所数は、R2.4.1現在

②集団指導

当初、令和3年3月に予定をしていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。松江市ホームページに資料を掲載(障がい者福祉課)。

(3) 監査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

福祉部福祉総務課及び福祉部障がい者福祉課職員が実施

(5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

令和2年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ②自立支援給付の適正化
- ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

①実地指導

ア 施設

施設運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。なお、指導にあたっては虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進について、重点的に指導を行った。

イ 障害福祉サービス事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

ウ 障害児通所支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

エ 相談支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

(7) 令和2年度の主な指摘事項

①障害者支援施設

- ア 重要事項説明書に記載すべき内容（従業者の職務内容）が不足しているため、追加修正をすること。
また、「虐待防止の措置」について、相談窓口の記載のみしかないので、運営規程に記載してある研修の開催等、虐待を防止するための措置を記載すること。
【施設入所支援】平成29年松江市条例第93号第11条
- イ 重要事項説明書にキャンセル料をもらうことがあると記載してあるが、キャンセル料の金額が記載していないので、利用者にわかるように金額も記載すること。
【施設入所支援】平成29年松江市条例第93号第11条
- ウ その他の日常生活費として利用者等から徴収する対象についての便宜及びその額は、事業者又は施設の運営規程で定めることとなっているが、定められていないので修正すること。また、運営規程を変更したら松江市へ届出をすること。
【施設入所支援】平成29年松江市条例第93号第46条

②障害福祉サービス事業所

- ア 生活支援員と調理員を兼務している従業者について、それぞれの職種に従事する時間が明確にされていないので、それぞれの職種に従事する時間を明らかにし出勤管理すること。
【就労継続支援A型】平成29年松江市条例第91号第159条
- イ 居室においてブザー又はこれに代わる設備を設けることとなっているが設けられていないので、設けること。
【短期入所】平成29年松江市条例第91号第102条第5項
- ウ サービス提供記録の利用者確認について、本人による押印が困難な場合であれば、拇印又は代理人（委任状必要）による確認をすること。
【居宅介護】平成29年松江市条例第91号第20条
- エ 個別支援計画について、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスを提供する上での留意事項等が記載されていなかったため、記載すること。また、個別支援計画の作成に係る会議の記録がないので、会議を開催した際は、個別支援計画の原案について意見を求め、記録に残すこと。
【就労継続支援B型】平成29年松江市条例第91号第176条（準用第60条）
- オ 目標工賃と平均工賃が利用者に通知されていないので、年度ごとに工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること。
【就労継続支援B型】平成29年松江市条例第91号第175条第4項
- カ 管理者が7月21日から休職していたが、管理者変更の届けを提出していないので、障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったときには、10日以内に届出を行うこと。
【就労継続支援B型】障害者総合支援法第46条第1項
- キ 賃金向上達成指導員配置加算について、賃金向上計画が作成されていないので、賃金向上達成指導員は、生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加、その他の賃金向上を図るための取組に係る計画を作成すること。
【就労継続支援A型】平成18年厚生労働省告示523号第13の12の2)

③障害児通所支援事業所

- ア 児童指導員等、職員の資格証について、1名確認ができなかったため、教員免許等の写しを提示すること。
【児童発達支援】平成30年松江市条例第90号第6条
【放課後等デイサービス】平成30年松江市条例第90号第67条（準用第6条）
- イ 個別支援計画を作成・更新にあたって、アセスメント（モニタリング）と担当者会議が開催されていないケースがあったため、計画策定にあたっては、アセスメント（モニタリング）を実施し、担当者会議を開催して個別支援計画原案についての意見を求めるようにすること。
【児童発達支援】平成30年松江市条例第90号第28条
【放課後等デイサービス】平成30年松江市条例第90号第72条（準用第28条）
- ウ 個別支援計画の利用者への説明を児童発達支援管理責任者ではない職員が行っている事例があり、

個別支援計画の説明は児童発達支援管理責任者が行うこと。

【放課後等デイサービス】平成 30 年松江市条例第 90 号第 28 条第 6 項

エ 運営規程を変更した場合は、松江市へ変更届を提出すること。

【法第 21 条の 5 の 19 第 1 項】

オ 非常災害に関する具体的な計画を立てることとされており、消防計画に準じる計画及び地震災害に対する計画はあるが、風水害に対する計画がないので追加すること。

【放課後等デイサービス】平成 30 年松江市条例第 90 号第 72 条（準用第 41 条）

④相談支援事業所

ア 法定代理受領による計画相談支援給付費の額を計画相談支援対象障害者等に通知することとされているが、通知されていないので、今後毎月通知すること。

【計画相談】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第 14 条

【地域移行支援・地域定着支援】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第 14 条、第 45 条（準用第 14 条）

イ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要等の重要事項を掲示することとされているが、基本相談支援、地域移行支援、地域定着支援並びに計画相談支援の実施状況、支援従事者及び支援専門員の有する資格、経験年数が掲示されていないので追加すること。

【計画相談】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第 23 条

【地域移行支援・地域定着支援】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第 31 条、第 45 条（準用第 31 条）

ウ 主たる対象となる障害を定め、難病が除かれています、重要事項説明書には、「障害の定めなし」とされており、難病を含む全ての障害者を対象とするなら難病を追加するか、さもなければ条文を削除又は重要事項説明書と同じ記載とすること。

【計画相談支援】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第 19 条